

第九章 型 枠

第四十九條 総 則

(1) 型枠は設計に示されたるコンクリートの位置、形状及寸法に正しく一致せしめ、堅牢にして荷重、乾湿等に依りて狂ひを生ぜざる構造となすべし。又其の形状及位置を正確に保たしむる爲め適當の施設をなすべし。

(2) 型枠は容易に且つ安全に之を取り外し得られ、其の繰手は成可く鉛直又は水平とし、且つモルタルの漏出の虞れなき構造となすべし。

第五十條 堀 板

(1) 木材堀板には死節其他の缺點なきものを使用し、そのコンクリート露出面に接する表面は平滑に鉋仕上げをなすべし。但し粗面にて差支へなき露出面に對してはこの限りに非ず。

(2) 一度使用したる堀板は、再び之を使用するに先立ちコンクリートに接する面を清掃すべし。

第五十一條 型枠及支保工

型枠及支保工は充分なる支持力を有することを要す。重要な型枠及支保工に對しては強度計算を行ふべし。特に支柱は沈下せざる様、其の受くる荷重を適當なる方法に依り地盤に一様に分布せしめ、又長さ大なる場合には繫材及筋違を設くる事を要す。

第五十二條 組 立

(1) 堀板を締付くるには成可くボルト又は棒鋼を使用すべし。之等の締付材は、型枠取り外し後コンクリート仕上げ表面より 2.5 cm の間に残存せしむべからず。鐵線を締付材として使用する場合には責任技術者の承認を受くべし。

(2) 支承、支柱及假構等は、楔、砂箱、扛重器等にて支へ、振動、擊衝等を與ふる事なく徐々に型枠を取り外し得る様にすべし。

(3) 必要ある場合には型枠に適當なる反りを附すべし。

第五十三條 面 取

特に指定なき場合には、型枠の隅角に面取をなす爲め適當の三角材を取付くべし。

第五十四條 塗 油

(1) 型枠の内側に塗る油は汚色を残さざる鏽油又は責任技術者の承認を受けたるものを使用すべし。

(2) 油は鐵筋の配置前に塗布すべし。

第五十五條 一時的開口

柱及壁の型枠底部、其他必要なる箇所には一時的開口を設け、型枠の掃除、検査及コンクリートの填充に便ならしむべし。

第五十六條 型枠の取外し

- (1) 型枠はコンクリートが相當硬化する迄之を存置すべく、責任技術者の承認を得るにあらざれば、之を取外すべからず。
- (2) コンクリート填充後型枠取外しに到る期間は、氣温、天候、使用セメントの性質、構造部分及其の寸法等を考慮し適當に之を定むべし。

大體の標準は第四表に依るものとす。

第四表

氣温	側面の型枠	柱類の型枠	床版の底面 の型枠	支間6m未満の桁、拱及 ラーメン床版の型枠	支間6m以上の 桁及拱の型枠
最低溫度 15°C 以上の場合	2日乃至3日	4日乃至6日	6日乃至9日	10日乃至15日	14日乃至21日
最低溫度 3°C 以上の場合	3日乃至6日	6日乃至10日	9日乃至14日	14日乃至21日	18日乃至28日

コンクリート硬化中、最低溫度 3°C 以下となりたる場合には、其の一日を半日に換算して型枠存置期間を延長せしむべし。氣温0°C以下に下る場合には適當なる防寒装置を施すべし。

- (3) 工事中餘分の荷重を受くる部材に於ては、適當なる支柱を設け、該部材の荷重及施工中に加はる荷重を支持せしめ、該部材が之等荷重の爲めに害せらるゝ事を防ぐべし。斯かる支柱は部材が其の重量及其の上に来る荷重を負擔するに充分なる強度を得る迄之を存置すべし。